第十四条の十一第一項第六号中「第十四条の七第一項第四号」の下に「（第十四条の八において準用する場合を含む。次号において同じ。）」を加え、「同項第五号」を「第十四条の七第一項第五号（第十四条の八において準用する場合を含む。次号において同じ。）」に改め、同項第八号ハ中「放射性同位元素によつて汚染された物」を「放射性汚染物」に改め、「（第十九条第一項第十三号ニの規定により保管廃棄する場合を除く。）」を削り、同項第十号中「排水設備、排気設備」を「排気設備、排水設備」に改め、同条第二項中「ロ」を「ハ」に改め、同条第三項第二号中「しやへい」を「遮蔽」に改め、同項第三号イ及びロ以外の部分を次のように改める。

廃棄物埋設を行う場合には、次に掲げる基準に適合する外周仕切設備を設けること。ただし、埋設廃棄物（放射性同位元素等であつて埋設の方法による最終的な処分を行おうとするものをいう。以下同じ。）に含まれる放射性同位元素のうち、文部科学大臣が定めるものについての放射能濃度がその種類ごとに文部科学大臣が定める放射能濃度を超えない場合には、この限りでない。

第十四条の十二第一号中「放射性同位元素等であつて埋設しようとするもの（以下「埋設廃棄物」という。）」を「埋設廃棄物」に改める。

第十四条の十七第三項に次のただし書を加える。

ただし、次のいずれにも該当する者については、当該書類を添えることを要しない。

一　法第十二条の九第一項の定期検査を受けようとする登録検査機関と同一の機関が過去十年間に行つた法第十二条の八第一項の施設検査若しくは法第十二条の九第一項の定期検査に合格し、又は当該機関が過去十年間に行つた法第十二条の十の定期確認を受けていること。

二　前号の施設検査、定期検査又は定期確認を受けたときに、第十四条の十四第一項各号、本条第一項各号又は第十四条の二十第一項各号に掲げる書類を添えて登録検査機関又は登録定期確認機関に提出していること。

三　第一号の施設検査若しくは定期検査に合格し、又は同号の定期確認を最後に受けた後、法第十条第一項（同項で規定する法第三条第二項第一号に掲げる事項のうち法人の代表者の氏名の変更を除く。）、第二項又は第五項の規定による変更をしていないこと。

第十四条の十八中「読み替えるものとする。」を「、同条第三項第一号中「法第十二条の八第一項」とあるのは「法第十二条の八第二項」と、「法第十二条の九第一項」とあるのは「法第十二条の九第二項」と、同項第二号中「第十四条の十四第一項各号」とあるのは「第十四条の十五において準用する第十四条の十四第一項各号」と、同項第三号中「法第十条第一項」とあるのは「法第十一条第一項」と、「法第三条第二項第一号」とあるのは「法第四条の二第二項第一号」と、「第二項又は第五項」とあるのは「第二項」と読み替えるものとする。」に改める。

第十四条の二十第三項に次のただし書を加える。

ただし、次のいずれにも該当する者については、当該書類を添えることを要しない。

一　法第十二条の十の定期確認を受けようとする登録定期確認機関と同一の機関が過去十年間に行つた法第十二条の八第一項若しくは第二項の施設検査若しくは法第十二条の九第一項若しくは第二項の定期検査に合格し、又は当該機関が過去十年間に行つた法第十二条の十の定期確認を受けていること。

二　前号の施設検査、定期検査又は定期確認を受けたときに、第十四条の十四第一項各号（第十四条の十五において準用する場合を含む。）、第十四条の十七第一項各号（第十四条の十八において準用する場合を含む。）又は本条第一項各号に掲げる書類を添えて登録検査機関又は登録定期確認機関に提出していること。

三　第一号の施設検査若しくは定期検査に最後に合格し、又は同号の定期確認を最後に受けた後、法第十条第一項（同項で規定する法第三条第二項第一号に掲げる事項のうち法人の代表者の氏名の変更を除く。）、第二項又は法第十一条第一項（同項で規定する法第四条の二第二項第一号に掲げる事項のうち法人の代表者の氏名の変更をしていないこと。

第十五条第一項中「技術上の基準」の下に「（第三項に係るものを除く。）」を加え、同項第三号イ中「しやへい」を「遮蔽」に改め、同項第四号中「常時立ち入る場所」の下に「又は放射線発生装置の使用をする室」を加え、同項第十号中「放射性同位元素によつて汚染された物」を「放射性汚染物」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　法第十五条第一項の文部科学省令で定める技術上の基準（放射化物であつて放射線発生装置を構成する機器又は遮蔽体として用いるものに含まれる放射線を放出する同位元素の飛散等により汚染が生じるおそれのある作業（以下この項において「作業」という。）に係るものに限る。）については、次に定めるところによるほか、第一項第一号（ただし書を除く。）、第三号、第五号、第七号、第八号、第十一号及び第十二号の規定を準用する。この場合において、同項第一号中「放射性同位元素又は放射線発生装置の使用」とあるのは「第十五条第三項に規定する作業」と、同項第三号ロ中「放射性同位元素又は放射線発生装置」とあるのは「放射化物」と、同項第五号、第七号及び第八号中「作業室」とあるのは「第十五条第三項に規定する作業を行う場所」と、同項第八号中「放射性同位元素による汚染」とあるのは「放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素による汚染」と、同項第十号中「放射性汚染物」とあるのは「放射化物」と、「放射性同位元素」とあるのは「放射線を放出する同位元素」と読み替えるものとする。

一　敷物、受皿その他の器具を用いることにより、放射線を放出する同位元素による汚染の広がりを防止すること。

二　作業の終了後、当該作業により生じた汚染を除去すること。

第十七条第一項中「技術上の基準」の下に「について」を加え、「次のとおりとする。」を「次に定めるところによるほか、第十五条第一項第三号の規定を準用する。この場合において、同号ロ中「放射線発生装置」とあるのは「放射化物」と読み替えるものとする。」に改め、同項第三号を削り、同項第三号の二を同項第三号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

六の二　放射化物であつて放射線発生装置を構成する機器又は遮蔽体として用いるものの保管は、次に掲げるいずれかの方法により行うこと。

イ　容器に入れ、かつ、放射化物保管設備において保管すること。

ロ　第十四条の七第一項第七号の二ハただし書に該当する場合には、放射化物保管設備において保管すること。

第十七条第一項第七号中「放射性同位元素によつて汚染された物」を「放射性汚染物」に改め、同条第二項中「次に定めるところによるほか、」の下に「第十五条第一項第三号並びに」を加え、「第三号及び」を削り、「第四号から」の下に「第六号まで及び第七号から」を、「この場合において」の下に「、第十五条第一項第三号ロ中「放射性同位元素又は放射線発生装置」とあるのは「放射性同位元素等」と」を加え、「同項第二号中」を「前項第二号中」に改める。

第十八条第一項第一号イ及びロ並びに同項第三号中「放射性同位元素によつて汚染された物」を「放射性汚染物」に改め、同項第三号中「放射性同位元素を運搬する」を「放射性同位元素等を運搬する」に改める。

第十八条の三第二項中「及び放射性同位元素等」を「及び放射性同位元素」に改める。

第十八条の四第六号中「Radioactive」を「RADIOACTIVE」に改める。

第十九条第一項中「放射性同位元素等」と」の下に「、同項第四号中「作業室内の人が常時立ち入る場所又は放射線発生装置の使用をする室」とあるのは「廃棄作業室内の人が常時立ち入る場所」と」を加え、「同項第四号から第九号」を「同項第五号から第八号」に改め、「「廃棄作業室」と」の下に「、同項第九号中「放射性同位元素によつて汚染された物」とあるのは「放射性汚染物」と、「作業室」とあるのは「廃棄作業室」と」を加え、同項第二号中「第十四条の十一第一項第四号ロ」を「第十四条の十一第一項第四号ハ」に改め、同項第十六号中「、放射性同位元素等」を「、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物」に改め、同条第三項中「廃棄のための」を削り、「読み替えるものとする。」を「、同項第四号中「場所又は放射線発生装置の使用をする室」とあるのは「場所」